●「住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会」のとりまとめが公表

3 月 30 日、国土交通省は昨年 9 月より開催してきた「住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会（座長：坂本雄三東京大学名誉教授）」のとりまとめが公表された。この研究会は、それまでの「省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律、昭和 54 年法律第 49 号）」に代わり昨年 4 月に施行された「建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、平成 27 年法律第 53 号）」について、その施行状況の把握、住宅・建築物の省エネ性能に関する実態の把握・検証、住宅・建築物の省エネ基準への適合率のさらなる向上等に係る課題の整理を目的として設立されたものであり、6 回にわたり議論が行われた。

- 国土交通省　報道発表資料
  「住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会」　とりまとめの公表について
  - とりまとめ概要
  - とりまとめ本文
  - とりまとめ参考資料
- 国土交通省
  住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会

研究会では、平成 27 年度の住宅・住宅以外の建築物それぞれの規模別の省エネ基準適合率の算定結果が提示された。それによると、建築時における省エネ計画の届出制度の対象となっている中・大規模建築物について、住宅以外の建築物は大規模 97%、中規模 94%の物件で省エネ基準を達成できているが、住宅については大規模 36%、中規模 44%の達成率に留まっている(図表 1)。特に年間着工戸数 4 戸以下の中小事業者が供給する戸建住宅の省エネ基準の適合率が 39%に留まっている他、建築構造としては RC 造（鉄筋コンクリート造）等の適合率が中規模住宅で 27%に留まっている[1]。また地域的には、南北海道、宮崎県・鹿児島県、沖縄県を含む地域において適合率が 36～45%に留まっている(図表 2)。

図表 1　平成 27 年度における規模別の省エネ基準適合率

（住宅）

	大規模（2,000㎡以上）	中規模（300㎡以上-2,000㎡未満）	小規模（300㎡未満）	住宅全体
省エネ基準	36%	44%	51%	46%
外皮基準(※1)	56%	59%	59%	59%
一次エネルギー基準(※2)	42%	46%	61%	53%
誘導基準(※3)	14%	17%	31%	24%

（住宅以外の建築物）

	大規模（2,000㎡以上）	中規模（300㎡以上-2,000㎡未満）	小規模（300㎡未満）	住宅以外の建築物全体
省エネ基準	97%	94%	69%	93%
外皮基準(※1)	98%	94%	-	-
一次エネルギー基準(※2)	99%	94%	69%	94%
誘導基準(※3)	59%	52%	11%	51%

※1　外壁や窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
※2　空気調査設備等における一次エネルギー消費量に係る基準
※3　住宅･建築物の省エネ性能の向上の一層の促進のために省エネ基準を超えて誘導すべき基準
（※「住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会」とりまとめ文書より）

[1] 中規模住宅の省エネ基準への適合率は、木造が 41%、S 造（鉄骨造）が 60%であった。

地域区分別の住宅の省エネ基準への適合率

国土交通省

○ 地域区分別の適合率については、省エネ基準適合率と外皮基準適合率は同様の傾向を示しており、2地域、7地域、8地域で適合率が低い。
○ 一次エネルギー基準適合率は、1地域、5地域、6地域で適合率が低い。

地域区分	主な該当都道府県 注：市町村毎に地域区分を定めている
1	北海道
2	北海道
3	青森県、岩手県、秋田県
4	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
5	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
6	奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
7	宮崎県、鹿児島県
8	沖縄県

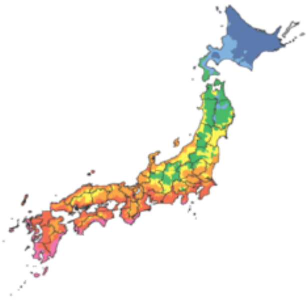

適合率が全国平均以上　適合率が全国平均より低い

住宅全体※1

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	全国
省エネ基準適合率	47%	36%	53%	53%	50%	46%	45%	44%	46%
外皮基準適合率	64%	49%	62%	64%	64%	58%	51%	48%	59%
一次エネ基準適合率（BEI：1.0）	52%	61%	62%	58%	56%	53%	59%	59%	53%

※3：大規模・中規模・小規模の各セグメントの着工戸数比率より加重平均して補正

37

図表 2　平成 27 年度における住宅の地域別省エネ基準適合率
（※「住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会」とりまとめ参考資料より）

とりまとめでは、この件に関して研究会の委員からは「概ね実感と合っている」と回答があったが、その一方で「日本では在室時に居室のみ暖房する間歇（かんけつ）暖房が主流であるのに対し、米国やドイツ等の欧米諸国では終日全館暖房が主流であるため、日本の世帯当たりの年間エネルギー消費量は欧米諸国の半分から 2/3 程度[2]であり、暖房用のエネルギー消費量のみでは欧米諸国の 1/4 から 1/5 程度である[3]。この点が、わが国の省エネ投資の費用対効果の低さにつながり、住宅の省エネ性能向上は進みにくくなっている。」との指摘内容がとりまとめられた。

このほかに、省エネ基準適合義務に係る課題として、研究会の委員からは「ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）等の高い省エネ性能を有する住宅・建築物の供給に取り組んでいる事業者は相当程度存在している。今後、高い省エネ性能を有する住宅の普及が進むと、消費者が省エネ性能向上の必要性等を意識するようになり、省エネ基準への適合義務化に向けての下地づくりができるのではないか。」の他、「住宅については、消費者のデザインや快適性に対するニーズにより、広い開口部や広いリビングの確保、床暖房の設置等が求められ、省エネ基準に適合しにくくなる場合があることに配慮が必要である。」などの指摘内容がとりまとめられた。

2　住環境計画研究所の算定値では、日本が 43〔GJ/世帯・年〕、米国が 95〔GJ/世帯・年〕、ドイツが 72〔GJ/世帯・年〕である。
3　住環境計画研究所の算定値では、日本が 10〔GJ/世帯・年〕、米国が 39〔GJ/世帯・年〕、ドイツが 53〔GJ/世帯・年〕である。